

埼玉県教委告示第七号

告 示

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和三十二年埼玉県条例第五十号）第二条の二第一項に規定する長期療養者の休業補償及び同条第二項に規定する年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額として、埼玉県教育委員会が定める額は、次の表の上欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額及び同表の下欄に掲げる額とし、令和二年三月十三日から施行する。

平成三十年埼玉県教委告示第二十七号（長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定める告示）は、令和二年三月十二日限り、廃止する。

この告示の最低限度額及び最高限度額に関する規定は、平成三十一年四月一日以後に支給すべき事由が生じた長期療養者の休業補償及び年金たる補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた年金たる補償で同日以後の期間について支給すべきものについて適用する。

平成三十一年四月一日からこの告示の施行の日の前日までの間における最低限度額及び最高限度額の適用については、告示中「一四、二四九円」とあるのは「一四、二五五円」と、「一七、二八五円」とあるのは「一七、三五三円」と、「一九、〇五二円」とあるのは「一九、二八六円」と、「一三、三〇四円」とあるのは「二三、九〇五円」と、「二五、二三二円」とあるのは「二五、二五七円」と、「一四、七九七円」とあるのは「一四、八五九円」と、「一四、九九七円」とあるのは「一五、二九一円」とする。

令和二年三月十三日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十五歳未満	五、四八四円	一三、二八五円
二十五歳以上三十歳未満	六、〇一〇円	一四、二四九円
三十歳以上三十五歳未満	六、三八九円	一七、二八五円
三十五歳以上四十歳未満	六、七六〇円	一九、〇五二円
四十歳以上四十五歳未満	七、〇四二円	二一、三九九円
四十五歳以上五十歳未満	七、〇八六円	二三、三〇四円
五十歳以上五十五歳未満	六、九一三円	二五、二三二円
五十五歳以上六十歳未満	六、四二四円	二四、七九七円

六十歳以上	六十五歳未満	五、二二一円
七十歳以上	六十五歳以上七十歳未満	三、九六〇円